

〔論 説〕

教員による教室での言論の自由に関する司法審査の基準

檜 崎 洋一郎

はじめに

本研究の目的は、小・中学校および高等学校の教員の言論が、「政治的中立性」あるいは「中立・公正」といった一般的・抽象的な概念に基づいて教育行政機関によって安易に規制されないような、法原則あるいは司法審査基準を模索することである。

2007年5月に成立した憲法改正手続法では、投票権年齢を「満18歳以上」と定められた（第3条、附則第1条および第3条）。また、公職選挙法等一部改正法が2015年6月に成立し、翌年6月以降の国政選挙での選挙権年齢は「満20歳以上」から「満18歳以上」へ引き下げられた（第9条）。これらを受けて発出された「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について（通知）」（2015年10月29日27文科初第933号）¹は、高等学校在学中に生徒が選挙権を行使できるようになったことにより、高等学校教育では「具体的な政治的事象も取り扱い」、「有権者」として「自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導が重要」になる

¹ 文部科学省ウェブページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm）（2017年12月25日閲覧）を参照。また、新教育基本法法制研究特別委員会ワーキング・グループ（以下、ワーキング・グループ）「18歳選挙権と政治教育—教育の『政治的中立性』の批判的検討—」日本教育法学会年報45号（2016年）165-167頁（世取山洋介執筆）を参照。

という認識を示している²。

しかし一方では、教員は政治教育に取り組むのに消極的になり、生徒も政治に関心をもたなくなり、政治的活動に関与する生徒は極めて少なくなっている³。また、教員が授業で政治や安全保障にかかる話題を取りあげると、議員や政党その他の団体から干渉・圧力を受けることも起こるようになっていく⁴。文部科学省、総務省や自治体の教育委員会が政治教育あるいは主権者教育の必要

² 新通知は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことの評価、高校生の政治的活動が「望ましくない」という記述を新通知で削除した理由について、何も述べていない。この点について世取山洋介は、「選挙権年齢の18歳以上への引き下げを、新通知の発出者が歓迎していないことを暗示している」と指摘する。また、根拠や定義を示すことなく、新14条2項に政治的に中立な秩序を確保する学校の義務という新しい意味を与えている。この点について世取山は、「政治教育と政治的活動を規制する基本原理として位置付けている」と指摘する。ワーキング・グループ・同前165-166頁を参照。

³ 佐貫浩は、「現実の政治は、その政治自身が創り出す『汚れた』、『利権争い』のような様相などによって、若者自身の『政治への無関心』や『政治不信』、政治への参加拒否の気分をも大量に生み出す。そしてそういう参加拒否すらをも一つの政治戦略として、選挙を権力に有利なものとして演出し、国民の同意を獲得しようとする。ヒトラーの政権もまた、議会選挙で選ばれた正統性を土台に独裁を打ち立てたことを思い起こさなければならない」と述べる。佐貫浩監修・教育科学研究会編『18歳選挙権時代の主権者教育を創る—憲法を自分の力に一』（新日本出版社、2016年）9頁。また、新藤宗幸は、2015年の安倍晋三内閣による安全保障関連法案への反対運動において注目されたSEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動：シールズ）を引き合いに出し、「シールズの誕生と行動をみるならば、若者たちを『政治的無関心』として括ってしまうことは間違いであることに気付く。かれらは冷静に自らの将来を見つめ、それに妨げとなりうる政治に抗議の意思を表明するパッションを秘めている」と述べる。新藤宗幸『「主権者教育」を問う』岩波ブックレットNo.953（岩波書店、2016年）7-8頁。

⁴ 学校・教員が政治的圧力を受けた事例として、2015年6月に山口県立柳井高等学校の現代社会の授業で、安全保障関連法案をテーマにして、朝日新聞と日本経済新聞を読み比べて模擬投票を実施したところ、山口県議会で自民党議員から「新聞選別に教員の主観が入っていなかったのか」などの批判がなされ、県教育委員会は、もっと多様な資料が必要であったと釈明したものがある。渡部淳「主権者教育とは何か—『18歳選挙権』導入を機に」世界2016年5月号（通巻882号）222頁を参照。また、2016年7月9日、自民党がウェブサイト内に、「学校教育における政治的中立性についての実態調査」と題して、教育現場で「不適切」な事例があれば、同党に電子メールで報告するよう、サイトの閲覧者に呼び掛けていることが明らかになった事案がある。

性をどれだけ説いても⁵、政治的な圧力を受け司法的な救済も得られなければ、教員による政治教育の取組みは萎縮の一途をたどるであろう。

そして、2014年12月の衆議院議員総選挙と2016年7月の参議院議員通常選挙を経て、2017年12月現在、衆参ともに憲法改正に前向きな勢力が議席の3分の2以上を占めている。もしかすると、本稿が刊行される2018年4月には、衆参両院の憲法審査会で議論が活発になっているかもしれない。しかし、政治や憲法に生徒の無関心が高まらず、それらの教育に教員が萎縮することにより、18歳になる人々は、理解や議論の機会を十分にもてないまま、国政・地方の選挙運動、さらには憲法改正の国民投票運動にさらされることになる。ここに、筆者の問題意識がある⁶。

本稿では、アメリカ合衆国における教員による教室での言論⁷に関する連邦

堀井雅道「教育法日誌—2016年7～9月」季刊教育法191号(2016年)94頁を参照。また、成嶋隆は、新通知のもとで現実に進行している事態の特徴として、「第1は、高校の政治教育におけるガイドラインが、教基法14条のうち、1項の政治的教養の尊重よりも、2項の党派的な政治教育・政治的活動の禁止に重点をおいていること、第2は、“政府見解＝中立”“政府批判＝偏向”という暗黙の決めつけがあること、第3は、いまや政治的なテーマをとりあげること自体が『中立性』に反するという“社会通念”が醸成されつつある」と指摘している。『「18歳選挙権」と主権者教育』阪口正二郎・江島晶子ほか編『憲法思想と発展』浦田一郎先生古稀記念(信山社、2017年)579頁。

⁵ 選挙権年齢の満18歳への引下げに伴って総務省が作成した補助教材について、成嶋隆は、「端的にいう選挙権行使の“ノウハウ”の教示に終始しており、より豊富であるべき政治的教養教育を矮小化するものとなっている。とくに問題なのは、現行選挙法制がそれ自体への批判を許さない所与の前提として位置づけられていることである」と批判したうえで、「小選挙区制、供託金制度、選挙運動規制といった選挙制度の問題点は、政治的教養教育が扱うべき重要な論点であろう」と主張する。成嶋・前掲注4 568-570頁。

⁶ 政治教育において生徒らへ自己の見解を表明することについて、筆者は、法的には許容されるべきであるが、教育的には最善とは言えないと考えている。

⁷ アメリカでは、教員の自由は、合衆国憲法修正1条に基づいて保障されていると考えられている。修正1条は、「連邦議会は、国教を定め、または自由な宗教活動を禁止する法律；言論または出版の自由を制限する法律；ならびに人民が平穩に集會をする権利、および苦痛の救済を求めて政府に対し請願をする権利を侵害する法律を、制定してはならない」と定める。田中英夫編集代表『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）231-232頁。

および州の裁判例を素材として、公務員の言論の自由および規制に関する連邦最高裁判例に基づく審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析する。それにより、日常的な教育活動の中で、公立学校の教員は、言論の自由を憲法に基づいてどれくらい保障されるのか、あるいは、教育行政機関は、教員の言論への規制をどれくらい許容されているのかを明らかにすることができよう。

一 公立学校の教員にかかる言論の自由に関する連邦最高裁判例

1. Pickering v. Board of Education (1968)⁸

公立のハイ・スクールの教員であったピカリング (Marvin L. Pickering) (以下、原告人) は、教育プログラムと体育プログラムの間の教育委員会による予算の配分、および、増税が学校のために要求されている本当の理由を学区の納税者に周知しなかったあるいは周知するのを妨げた教育委員会と教育長による手法を、批判する文章を書き送り、これが地元新聞社によって公表された。このことを理由に、被告である教育委員会は、この教員を解雇した。ヒアリングにおいて、教育委員会は、当該文章の多くの記述が間違っていること、および、文章の公表が教育委員会および学校の行政活動を正当化できないほど非難していると批判した。そして教育委員会は、文章の公表が「学区の学校の効果的な運営と行政活動にとって不利益」であったと批判し、「学校の諸利益が適用可能な法律に基づく原告人の解雇を要求していた」と結論づけて、すべての記述が間違いであると認定した。しかしヒアリングでは、共同体または学校行政活動への原告人による文章の影響に関する証拠は、存在しなかった。

イリノイ州の地方裁判所は、教育委員会の主張を認める判決を下した。その後、飛躍上告がなされ、州最高裁は、教員である原告人による教育行政機関に対する批判は認められず、また、教育委員会による原告人を解雇する決定には

⁸ Pickering v. Board of Education, 391 U.S. 563 (1968).

裁量の濫用はないと判断した。

裁量上訴を認めた連邦最高裁は、6対3で次のように判断して、原判決を破棄、差戻しにした。[1] 本件の問題は、一市民として、公的関心事項について発言する教員の利益と、使用者として、教員を通して教育委員会が遂行する公的サービスの効率性（efficiency）を促進するという州の利益の間の均衡を図ることにある⁹。[2] 本件の上告人の文章の内容には、使用者への批判が含まれていたが、教室での日常的な業務の適切な遂行を妨げるものでも、学校の一般的な運営を妨げるものでもないのは明らかである。したがって、教員が公的議論に貢献する機会を規制する学校当局の利益は、一般市民による同様の貢献を規制する利益よりも著しく大きいわけではない¹⁰。[3] 公務員に対する名誉毀損の主張は、その言論が真実でないことを知っていて、あるいは、過失により真実か否かを無視して述べられたことが立証されない限り、国家は、名誉毀損に対する損害賠償を請求することができない。教育委員会が上告人を当該文章の内容を理由に訴えるという法的権利は、当該文章が New York Times 判決で示された基準によって判断されるという要件によって制限を受けることになる¹¹。[4] 以上より、公的関心事項について発言する上告人の権利行使は、公務員の地位から罷免される事由には該当しない¹²。

⁹ *Id.* at 568. Pickering 判決以降の連邦最高裁判決は、この判断基準をより詳細にしている。Perry v. Sindermann, 408 U.S. 593 (1972) は、期限付きの被用者で契約期間満了であっても、公的関心事項に関する言論を理由に契約更新を拒否することは、修正1条あるいは14条に基づいて許されないと判断した。Givhan v. Western Line Consolidated Sch. Dist., 439 U.S. 410 (1979) は、公的関心事項であれば、私的な場で表明した言論にも修正1条に基づく保障が及ぶと判断した。福岡久美子「公立学校教職員の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所紀要 27 卷（2010 年）66-70 頁。

¹⁰ *Id.* at 572-573.

¹¹ *Id.* at 573-574. New York Times v. Sullivan, 376 U.S. 254 (1964) は、公職にある者がその公職に関して名誉毀損的な虚偽の言論で損害を受けた場合には、それが現実の悪意 (actual malice) を伴って行われた場合だけ賠償責任を問うことができると判示した。樋口範雄『アメリカ憲法』アメリカ法ベーシックス 10 (弘文堂、2011 年) 352-354 頁を参照。

¹² *Id.* at 574-575.

2. Mt. Healthy City School District v. Doyle (1977)¹³

公立学校の任期付き教員 (untenured teacher) であるドイル (Fred Doyle) (以下、被上告人) はもともと、他の教員との口論、学校のカフェテリアの従業員らとの言い争い、生徒の悪口を言った事件、および、女子生徒らへ卑猥なジェスチャーをした事件に明らかに関与していた。この教員は、学校長が多くの教員らへ配布していた教員の服装および容姿 (dress and appearance) に関係する覚書の内容を、電話を使ってラジオ局へ伝えていた。ラジオ局は、このドレスコードの採用を、ニュース項目として報じていた。その後、上告人である教育委員会は、教育長の勧告を採択して、被上告人が再雇用されないだろうと彼に忠告し、当該ドレスコードの内容をラジオ局へ伝えたことと卑猥なジェスチャーの事件についての特別な言及とともに、専門的事項を取り扱う際に配慮を欠いていることを引き合いに出した。被上告人はその後、上告人による彼の再雇用の拒否が、修正 1 条および 14 条に基づく彼の権利を侵害していたと主張して、復職と損害賠償を求めて上告人に対して本訴訟を起こした。被上告人は、合衆国法典 28 編 1343 条および 1331 条に基づいて裁判管轄権を主張したけれども、地方裁判所は、1331 条のみに依拠して裁判管轄権を承認した。

地方裁判所は、被上告人ドイルの主張を認容した。第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、この判決を支持した。

連邦最高裁は、全員一致で次のように判断して、原判決を破棄、差戻しにした¹⁴。[1] 被上告人のように任期付き教員で契約期間満了であったとしても、公的関心事項について表現を行ったことを理由に契約更新を拒否することは、修正 1 条および 14 条に基づいて許されない¹⁵。[2] 被上告人によるラジオ局への覚書内容の提供という行動は、修正 1 条に基づいて保護されている¹⁶。[3] まず、

¹³ Mt. Healthy City School District v. Doyle, 429 U.S. 274 (1977).

¹⁴ その後、差戻審において、上告人学校区の教育委員会は、被上告人教員の言論が契約更新拒否の決定的な要因ではなかったことを立証した。Doyle v. Mt. Healthy City School District, 670 F.2d 59 (6th Cir. 1982). 福岡・前掲注 9 67 頁を参照。

¹⁵ *Id.* at 283-284.

¹⁶ *Id.* at 283.

従業員である公務員は、①自らの行動が修正 1 条および 14 条に基づいて保護されていること、②当該行動が契約更新や再雇用の拒否の主たる動機となる要因 (motivating factor) であることを立証するように求められ、その立証ができなければ使用者に有利な判決が下される。その立証ができれば、次に、使用者は、従業員の契約更新や再雇用の拒否について、従業員がたとえ憲法上保護されている言論に携わっていなかったとしても、同様の不利益処分に至っていたことを、証拠の優越 (preponderance of the evidence) によって立証せねばならない¹⁷。

3. Connick v. Myers (1983)¹⁸

マイヤース (Sheila Myers) (以下、被上告人) は、刑事事件担当する責任をもってニューオーリンズの地方検事補として採用されていた。地方検事であるコニック (Harry Connick) (以下、上告人) は、刑事裁判所の別の部署で事件を起訴するために被上告人の異動を提案した時、上告人を含む彼女の数名の上司らへ彼女の見解を提示して、彼女は異動に強く反対した。その後、彼女は、地方検察庁の人事異動方針、庁内のモラル、苦情処理委員会の必要性、上司らへの信頼の程度、および、検事補らが政治運動における活動へ圧力を受けていると感じていたかどうかに関してアンケートを準備して、地方検察庁の他の検事補たちへ配布していた。その後上告人は、異動の受入れを拒否したことを理由に被上告人を解雇すると、彼女に通知した。そしてまた、彼女によるアンケートの配布行為が反抗的な行動とみなされていたと、彼女に言った。被上告人は、彼女が憲法上保護されている言論の自由を行使したことを理由に、彼女は不当に解雇されたと主張して、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて連邦裁判所で訴訟を起こした。

地方裁判所は、被上告人マイヤースの主張を認容した。第 5 巡回区連邦控訴

¹⁷ *Id.* at 287.

¹⁸ *Connick v. Myers*, 461 U.S. 138 (1983).

裁判所は、この判決を支持した。

連邦最高裁は、5対4で次のように判断して、原判決を破棄した。[1] 公務員が罷免される原因となった言論が公的関心事項に関するものでない場合には、修正1条の問題は生じない¹⁹。[2] 従業員たる公務員の言論が公的関心事項であるかどうかという問題は、事実に関する問題ではなく、法律に関する問題である²⁰。[3] 問題となっている言論が公的関心事項に関するものかどうかは、すべて記録に現れている言論の内容、形態、文脈によって判断される²¹。[4] 従業員たる公務員の言論が公的関心事項に関するものであったとしても、「憲法上保護されている」言論が行政機関の運営に悪影響を及ぼすと使用者が合理的に確信することができる場合には、悪影響が実際に生じているという証拠がなくても、罷免の決定を正当化しうる²²。

4. *Garcetti v. Ceballos* (2006)²³

地方検事補であるセバロス (Richard Ceballos) (以下、被上告人) は、宣誓供述書が不正確であったと被告側代理人が主張していた事件を再審査するために、その代理人による問い合わせを受けていた。再審査の後、当該宣誓供述書に深刻な誤りのある証言があったと結論づけて、セバロスは、本件上告人である彼の上司たちへ当該認定を伝えて、告訴取り下げを進言する上申書を提出した。上告人らはそれにもかかわらず、告訴を進めていた。搜索令状に異議を申し立てる被告側の請求についてのヒアリングでは、セバロスは、宣誓供述書についての彼の意見を詳しく述べた。しかし、事実審裁判所は、異議申立てを却

¹⁹ *Id.* at 146.

²⁰ *Id.* at 148 n.7.

²¹ *Id.* at 147-148. Connick 判決以降の連邦最高裁判決は、公務員言論の保護範囲に影響を与えている。Rankin v. McPherson, 408 U.S. 593 (1987) は、比較衡量の際、言論の内容だけでなく、手段・時・場所なども考慮せねばならないと論じた。Waters v. Churchill, 439 U.S. 410 (1994) は、公務員の言論が個人的な不満の場合、修正1条に基づく保護の対象にはならないと述べた。福岡・前掲注9 68-70頁。

²² *Id.* at 152-154.

²³ *Garcetti v. Ceballos*, 547 U.S. 410 (2006).

下した。上告人らがその後修正1条および14条に違反して彼の上申書を理由に彼に対して報復（配置転換、転任、昇格の拒否）したと主張して、セバロスは、合衆国法典42編1983条に基づく訴訟を起こした。

地方裁判所は、上告人らに有利な略式判決（summary judgment）を認容した。第9巡回区連邦控訴裁判所は、この判決を破棄した。

連邦最高裁は、5対4で次のように判断して、原判決を破棄した。[1] これまでの判例から、公的関心事項について特定の状況下で一市民として発言することは、修正1条に基づいて公務員であっても保障されている²⁴。[2] Pickering判決に基づく判断枠組みは、第一段階として、問題となっている言論が、一市民として公的関心事項についてなされたものであるかどうかを判断し、それが認められれば第二段階として、当該言論を行った従業員である公務員の利益と州の利益とを比較衡量する²⁵。[3] 他方、公務員の修正1条に基づく表現の自由の保障を検討する際には、①使用者としての政府が公的サービスを提供する際に有する、従業員である公務員の言動をコントロールする必要性、②公務員であっても、市民としての地位とそれに基づいて享受する憲法上の権利が、雇用関係によって制約されるべきではないということ、③争点事項に関して十分な知見を有する公務員による言論が、公共の議論や公共の利益に対して果たすであろう意義の重要性を考慮せねばならない²⁶。[4] 被上告人セバロスが係属中の刑事事件に関して意見を上申する書類を作成する時には、彼の職務について上司が評価することを禁じられているわけではなかった²⁷。[5] セバロスの上司がセバロスの作成した上申書が不適切だと判断すれば、上司はそれを是正する権限をもつ²⁸。[6] 公務員が職務上なした言論が公的関心事項に関するものかどうかを判断するという考えを採用すれば、裁判所が自ら相応し

²⁴ *Id.* at 417.

²⁵ *Id.* at 418. 小林祐紀「公立学校教員の表現の自由」大沢秀介・大林啓吾編著『アメリカ憲法と公教育』（成文堂、2017年）323頁を参照。

²⁶ *Id.* at 418. 小林・前掲注25 324頁を参照。

²⁷ *Id.* at 422. 小林・同前を参照。

²⁸ *Id.* 小林・同前を参照。

くない役割をきつと担うことになる²⁹。

5. まとめ—審査基準の整理

公立学校教員その他公務員の言論の自由の保障および規制に関する、これら連邦最高裁判例から導き出された審査基準を、ここで次の4点に整理する³⁰。

第一に、Pickering 判決に基づく審査基準、すなわち「比較衡量 (balancing)」基準とは、教員による表現行動が、

- ・学習指導の効果を損なっていないかどうか
- ・直接の上司や同僚との関係を危うくしていないかどうか
- ・学校の運営を妨げていないかどうか など

について教員の利益と学校区の利益を比較衡量したうえで、学校区の利益が優越するのであれば、憲法審査は終了してその教員の不利益処分は許容されるが、そうでなければ、当該表現行動は憲法上保護されるものであり、不利益処分の根拠とはなりえないというものである。

第二に、Mt. Healthy 判決に基づく審査基準、すなわち「その他の正当な根拠 (other legitimate grounds)」基準とは、教員の表現行動がたとえ雇用関係上の不利益な決定の重大または動機となる理由であるとしても、その決定のためのその他の正当な根拠が存在するのかについて検討したうえで、そうであれば、憲法審査は終了してその教員の不利益処分は許容されるというものである。

第三に、Connick 判決に基づく審査基準、すなわち「公的関心事項 (matter of public concern)」基準とは、公務員の表現行動が公的関心事項に関係しているのかについて、表現の内容、文脈および形態を考慮して検討したうえで、そうでなければ、この公務員の表現行動は個人的な不満に関係しているので、憲法審査は終了してこの公務員の不利益処分は許容されるというものである。

²⁹ *Id.* 小林・同前を参照。

³⁰ この審査基準の整理は、Nelda Cambron-McCabe, Martha McCatthy, and Stephen Thomas, *Legal Rights of Teachers and Students*, 2nd ed. (Pearson Education, Inc., 2009), 228-232 による。

最後に、Garcetti 判決に基づく審査基準、すなわち「公務員の職務上の責任 (official job duties)」基準とは、公務員の表現行動が公務員の職務上の責任に関係していたのかについて検討したうえで、そうであれば、憲法審査は終了してその公務員の懲戒処分は許容されるというものである。

二 公立学校の教員にかかる教室での言論の自由に関するアメリカの判例

本研究では、教員による教室での言論の自由に関するアメリカの連邦および州の裁判例を素材としている。本稿で取り上げた各事案において問題となった言論の内容、形態、当該言論が生じた文脈、および、教育行政機関による措置・処分とその理由について、若干の整理をしておく。

〈宗教上の見解・立場〉に関わる言論の事案では、〈自己の信念から〉生じたものを、常時、教室や廊下に〈掲示していた〉という教員の言論について、政教分離原則やそれに基づく学校区の方針に違反するおそれを理由に、教育行政機関は教員に〈取り外しを指示する〉傾向がある。

〈人種・民族の差別または対立〉に関わる言論の事案では、〈授業の内容・教材の策定において〉あるいは〈生徒の質問に応じて〉生じたものを、授業中に〈説明した〉あるいは〈返答した〉という教員の言論について、ハラスメントや差別にかかる学校区の方針に違反することを理由に、教育行政機関は教員を〈罷免する〉あるいは〈停職処分にする〉ものがいくつかある。

〈政府・行政機関の政策または行為〉に関わる言論の事案では、教員の言論について、学校区の利益が教員の利益よりも重要であることを理由に、教育行政機関は教員を〈罷免する〉〈契約を更新しない〉あるいは〈停職処分にする〉ものが多い。

本稿で検討する事例は、次頁の表の通りである。

三 審査基準の適用状況の分析

1. 公立学校の教員にかかる言論の自由に関する審査基準の適用傾向

(1) Pickering 判決の「比較衡量」基準

教員による教室での言論の自由への規制に対する審査基準として Pickering 判決を適用して、教員による教室での言論が、学習指導の効果を損なっていないかどうか、直接の上司や同僚との関係を危うくしていないかどうか、学校の運営を妨げていないかどうかなどについて、公務員の利益と学校区の利益の間の「比較衡量」を試みた事例はしばしばみられる。

a. 学校の運営にかかわる要件

Pickering 判決に基づく比較衡量では、ほとんどの事例は、学校の運営を妨げていないかどうかを検討している。

Calef v. Budden 判決 (D.S.C. 2005)³¹ (以下、Calef 判決 (D.S.C. 2005)) では、サウスカロライナ連邦地方裁判所は、公立学校教員の言論についての Pickering 判決に基づく審査では「当該言論が政府機関の運営と任務を混乱させる範囲を含めて、公務員の言論の文脈を考慮せねばならない」ことを確認した。そのうえで、“War is Not the Answer” というスローガンの入ったバッジを学級の中で着用し、アメリカ大統領を「愚かな奴 (“stupid”)”あるいは「馬鹿な奴 (“idiot”)”と呼ぶことにより、原告教員は、生徒らに自己の見解をおしつけるために、「学校区の明確な許可をもって代理教員としての彼女 (原告) の役割を不適切に利用していた」ので、「学校区は、彼女の雇用を停止すること、および、Dent ミドル・スクール代理教員職に将来にわたって就かせないことを保証するため、Calef (原告) の政治的見解から学校区それ自体を保護す

³¹ Calef v. Budden, 361 F.Supp.2d 493.

る十分にやむにやまれぬ利益をもっていた³²⁾(括弧内—引用者)と認定した³³⁾。

	事件名	問題となった教員の言論	教育行政機関の規制行為	判決
1	Downs v. L.A. Unified Sch. Dist. 228 F.3d 1003 (9th Cir. 2000)	公立のハイ・スクールの教員である原告は、学校区の「ゲイ・レズビアン意識啓発月間」(“Gay and Lesbian Awareness Month”)の周知に反対して、学校内に原告教員独自の掲示板を設置し、独立宣言の一部、新聞記事、様々な学校区の覚書および同性愛を批判する文書などを貼り出していた。	学校区および学校長は、これらの掲示物を取り外すように原告に指示した。	被告による略式判決の請求を認めた(教員敗訴)。
2	Lee v. York County Sch. Div. 484 F.3d 687 (4th Cir. 2007)	公立のハイ・スクールのスペイン語教員である原告は、自分の教室内の掲示板上に、ジョージ・ワシントンが礼拝をしているポスター、大統領候補者間の宗派の相異を概観する記事、元高等学校生徒の布教活動を詳しく説明している記事などの宗教的な性格をもつ資料を貼り出していた。	学校長は、掲示物5点を取り外した。	被告らに有利な略式判決を下した(教員敗訴)。

³²⁾ サウスカロライナ連邦地方裁判所は、Rankin 判決 (1987) を引用して、比較衡量審査の検討要素として、次の9点を挙げている。公務員の言論が、(1)「上司らによる規律を損なっているかどうか」、(2)「同僚との調和」を損なっているかどうか、(3) 親密な職場の人間関係に決定的な影響力をもっているかどうか、(4) 公務員の責任の遂行を妨げているかどうか、(5) 行政機関の運営を妨げているかどうか、(6) 行政機関の任務を害しているかどうか、(7) 一般市民や同僚らへ私生活において意思伝達をされているかどうか、(8)「行政機関の中での公務員の責任」と衝突しているかどうか、(9) 公務員の役割が必然的に伴う権限と公的な説明責任の使用をさせているかどうか。Rankin v. McPherson, 483 U.S. 378, 388-91. そのうえで同裁判所は、原告教員の言論が (3) ~ (6) に該当しているとみなした。See Calef, at 499.

³³⁾ Calef, at 499-500.

	事件名	問題となった教員の言論	教育行政機関の規制行為	判決
3	Johnson v. Poway Unified Sch. Dist. 658 F.3d 954 (9th Cir. 2011)	公立のハイ・スクールの数学教員である原告は、自分の教室内に、“IN GOD WE TRUST”、“ONE NATION UNDER GOD”、“GOD BLESS AMERICA”、“GOD SHED HIS GRACE”と書かれた横断幕、“CREATOR”という語句の含まれる独立宣言の一節が書かれた横断幕を吊り下げていた。	教育委員会は、横断幕の取り外しを原告に命じることを決定した。	被告らに有利な略式判決を下した(教員敗訴)。
4	Silver v. Cheektowago Central Sch. Dist. 2014 U.S. Dist. LEXIS 193880 (W.D.N.Y. 2014)	公立のハイ・スクールの理科教員である原告は、自分の教室に、自然の風景の写真に讃美歌の歌詞の一部が添えられたポスター、合衆国国旗と書物の写真に聖書の一節が添えられたポスター、ロナルド・レーガン元大統領によるキリスト教信仰にかかる発言の引用などを貼り出していた。また、聖書研究クラブ所有の‘prayer request box’ という箱を置いていた。	学校長は、いくつかの掲示物を取り外すように原告に要求した。	被告らの請求を一部認容、一部棄却した(教員敗訴)。
5	Loffelman v. Bd. of Educ. 134 S.W. 3d 637 (Mo. Ct. App. 2004)	公立のエレメンタリー・スクールの英語教員である原告アフリカ系アメリカ人の生徒から両親の人種が異なる親子関係という争点についての質問に対し、「人種の相互に異なる夫婦はじっとして動かなければ子どもをもうけることができない」「両親の人種が異なる子どもは人種的に見分けがつかない」と答えた。	教育委員会は、原告との雇用関係を終了する決定を行った。	被告の決定を支持する判決を下した(教員敗訴)。
6	Lee-Walker v. N. Y. C. Dep't of Educ. 2017 U.S. App. LEXIS 20428 (2nd Cir. 2017)	公立学校の英語教員である原告は、「セントラルパーク・ファイブ」(“Central Park Five”)といわれるアフリカ系少年の冤罪事件を教材としてミランダ警告について、第9学年の生徒らへ授業を行った。	学校長・副校長は、原告に助言・指導をした。教育委員会は、原告の業務能力を低く評価し続け、結果的に罷免した。	被告らに限定的免責を認めた(教員敗訴)。

	事件名	問題となった教員の言論	教育行政機関の規制行為	判決
7	Melynk v. Teanack Bd. of Educ. 2016 U.S. Dist. LEXIS 161524 (D.N.J. 2016)	公立のハイ・スクールの教員である原告は、創作 (Creative Writing) の授業で、スワルト・ピーター (Zwarte Piet) というアフリカ系の人物に扮装するオランダのクリスマスの伝統に関する随筆についての討論を指導していた際、携帯電話に保存してあった顔を黒く塗って扮装した彼女の親戚たちの写真を生徒らに見せていた。	教育委員会は、当該写真を見せた原告の行動が、ハラセメント・脅迫・いじめに関する方針 (HIB Policy) に違反していると認定した。	原告の訴えを棄却した (教員敗訴)。
8	Brown v. Chicago Bd. of Educ. 824 F.3d 713 (7th Cir. 2016)	公立のランゲージ・アカデミーの教員である原告は、第6学年の文法 (grammar) の授業の中で、'nigger' という単語の含まれるラップ音楽の歌詞が書かれているメモを生徒らが回し読みしているのを見とがめ、「いじめという状況」をくいとめるための一つの機会として、'nigger' という道徳的に不快な単語に関して生徒らと議論した。	学校長は、原告に5日間の停職処分を下した。	被告に有利な略式判決を下した (教員敗訴)。
9	Newton v. Slye 116 F.Supp 2d 677 (W.D.Va. 2000)	公立のハイ・スクールの英語担当教員である原告は、アメリカ図書館協会 (American Library Association) などの団体が、発売禁止書籍週間 (Banned Books Week) を記念して発行した販売禁止または異議を受けた書籍を列挙したパンフレット数枚を、自分の教室のドアに掲示していた。	学校長は、原告に彼の教室のドアから当該パンフレットを取り外すように指示していた。	原告による予備的差止め命令の請求は棄却された (教員敗訴)。
10	Cockrel v. Shelby County Sch. Dist. 270 F.3d 1036 (6th Cir. 2001)	公立のエレメンタリー・スクールの終身的地位のある (tenured) 教員であった原告は、第5学年の授業で産業用大麻の環境上のような様々な有益性について講演をしてもらうため、テレビ・映画の俳優を彼女の授業へ三度招聘した。	学校長も原告の業務能力を低く評価した。学校区は、原告教員を罷免した。	原審の被告に有利な略式判決を破棄、差戻しにした (教員勝訴)。
11	Montle v. Westwood Hights Sch. Dist. 437 F.Supp 2d 652 (E.D.Mich. 2006)	試用期間中の公立のハイ・スクールの教員であった原告は、労働組合と学校区が教員の労働条件について今も交渉中であり、教員らはいかなる労働協約もなしに勤務していることを親や生徒たちに知ってもらうため、腹面に労働組合のイニシャル "WHEA"、背面に "Working Without a Contract" と表示されていた、ライトグリーンのTシャツを着用していた。	学校区は、4年間の試用期間の後に原告の雇用契約の更新を拒否した。	原告の訴えを棄却した (教員敗訴)。

	事件名	問題となった教員の言論	教育行政機関の規制行為	判決
12	Calef v. Budden 361 F.Supp 2d 493 (D.S.C. 2005)	公立のミドル・スクールの代理(substitute) 教員であった原告は、“War is Not the Answer” というスローガンの入ったバッジを学級の中で着用し、合衆国大統領を「愚かな奴」(“stupid”)あるいは「馬鹿な奴」(“idiot”)と呼び、そしてイラクやパナマでのアメリカの軍事介入について批判的な発言をしていた。	学校区は、原告を停職1か月と当該中学校での代理教員勤務の禁止を決定した。	被告による略式判決の請求を認めた(教員敗訴)。
13	Mayer v. Monroe County Cmty. Sch. Corp. 474 F.3d 477 (7th Cir. 2007)	試用期間中の公立のエレメンタリー・スクールの教員であった原告は、ワシントン D.C.での平和行進を取り扱う“Time for Kids”というニュースレターの2002年12月13日の記事を使っていた時、一人の生徒から、平和行進の中で歩いたことが今までにあったかどうかと尋ねられたのに対し、原告は、政府によるイラクでの軍事介入に反対するデモ行進の傍らを自家用車で通りかかった際に「クラクションを鳴らして」(“Honk for Peace”)と表示したプラカードを見て、デモ行進参加者への賛意を示すためにクラクションを鳴らしたというエピソードを生徒らに話した。	学校区は、原告の雇用契約を2年目に向けて更新しなかった。	被告らに有利な略式判決を下した(教員敗訴)。
14	Evans-Marshall v. Bd. of Educ. Of the Tipp City Exempted Vill Sch. Dist. 624 F.3d 332 (6th Cir. 2010)	公立のハイ・スクールの英語教員であった原告は、第9学年の授業で使用するテキストとして“Fahrenheit 451”という政府の検閲をテーマにした書籍を指定し、このテーマを理解させるために“100 Most Frequently Challenged Books”というリストを配布した。また、原告は、次の単元のテキストとして“Siddhartha”を指定し、「精神性、仏教思想、伝奇物語的な人間関係、個人の成長、家族の人間関係」についての教室での議論の基礎として使用していた。	学校長は、左記とは別の理由で原告の授業について疑問を抱き、批判的な評価を下した。教育委員会は、原告の契約更新の拒否を全会一致で決定した。	被告らに有利な略式判決を下した(教員敗訴)。

Evans-Marshall v. Bd. of Educ. of the Tipp City Exempted Vill. Sch. Dist. (6th)

Cir. 2010)³⁴（以下、Evans-Marshall 判決（6th Cir. 2010））では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、もし教育委員会が追加教材として購入した書籍を使用したことを理由に学校が教員に懲戒処分を下したとすれば、教科指導課程（curriculum）を実施する教育委員会の利益は著しく損なわれることになるので、授業のテーマを設定してテキストを指定する原告教員の利益は、「学校が購入していたテキストを使用したことを理由に、彼女（原告—引用者）に懲戒処分を下すこの学校のゼロに近い利益よりも重要であった」と認定した³⁵。

Silver v. Cheektowage Central Sch. Dist. (W.D.N.Y. 2014)³⁶（以下、Silver 判決（W.D.N.Y. 2014））では、ニューヨーク西地区連邦地方裁判所は、宗教的・愛国的なフレーズを表示する原告教員が吊り下げた横断幕が、公的関心事項に該当せず憲法上保護されている言論ではないこととは別に、「当該言論によって訴訟のような害悪が引き起こされるかもしれないので、公務員を通して遂行する公的サービスの効率性を促進する学区の利益は、原告（教員—引用者）の利益よりも重要である」と認定した³⁷。

b. 直接の上司・同僚との関係にかかわる要件

Pickering 判決に基づく比較衡量では、学校の運営の要件と併せて、直接の上司や同僚との関係を危うくしていないかどうかを検討した事例がある。

Cockrel v. Shelby County Sch. Dist. (6th Cir. 2001)³⁸（以下、Cockrel 判決（6th Cir. 2001））では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、産業用大麻について生徒らへ教えることに「教育的な価値」があるとマス・メディアで学校長らは公言したこと、公立学校教員は上司にとって「信頼の厚い公務員」という類型には該当しないこと、学校長は外部講師の招聘を事前に許可し、また産業用大麻につ

³⁴ Evans-Marshall v. Bd. of Educ. of the Tipp City Exempted Vill. Sch. Dist., 624 F.3d 332, *cert. denied*, 2011 U.S. LEXIS 4909.

³⁵ *Id.* at 339.

³⁶ Silver v. Cheektowage Central Sch. Dist., 2014 U.S. Dist. LEXIS 193880.

³⁷ *Id.* at 37.

³⁸ Cockrel v. Shelby County Sch. Dist., 270 F.3d 1036, *cert. denied*, 2002 U.S. LEXIS 5489.

いて生徒らへ教えることに問題はなかったと述べ、さらに生徒が講演を聴く前に生徒の親の許可を得るなどの外部講師招聘の要件を満たしていたことから、「効率的な学校運営と調和のとれた職場環境という被告（学校区）の利益が、産業用大麻というケンタッキー州における重要な政治的および経済的に関心のある争点について発言する原告（教員）の利益よりも重要になってはいない³⁹⁾」（括弧内—引用者）と判断した⁴⁰⁾。

Montle v. Westwood Hights Sch. Dist. (E.D.Mich. 2006)⁴¹⁾（以下、Montle 判決 (E.D.Mich. 2006)）では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、毎週金曜の勤務時間中に労働組合のメッセージが表示されている T シャツを着用していなかった同僚らを、原告教員が批判したことにより、「他の教員らが学校長へ苦情を申し立てる気持ちにさせた」ことから、「専門的な業務遂行や組織内の良好な関係を確保する学校区の利益は、勤務時間中における自由な言論よりも重要な利益」であると認定した⁴²⁾。

c. 生徒への影響や学習指導の効果にかかわる要件

Pickering 判決に基づく比較衡量では、学校の運営の要件と併せて、生徒へ悪影響を及ぼしていないかどうかなどを検討した事例もある。

Loeffelman v. Bd. of Educ. (Mo. Ct. App. 2004)⁴³⁾（以下、Loeffelman 判決 (Mo. Ct. App. 2004)）では、ミズーリ州巡回裁判所は、両親の人種が異なる親子関係に反対する原告教員の発言が、学校に深刻な混乱を引き起こし、関係生徒らに悪影響を及ぼしたとする、教育委員会の認定を踏まえたうえで、原告の発言

³⁹⁾ 第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、Williams 判決 (6th Cir. 1994) を引用して、比較衡量審査では、「公務員の発言が、彼女の職務の遂行を著しく侵害し、正当な公務員の目標または任務を壊し、同僚との不和をつくりだし、上司らによる秩序を損ない、あるいは、信頼ある公務員らに求められる忠誠または信頼の関係を破壊しているか否か」を検討することになると述べている。Williams v. Kentucky, 24 F.3d 1526, 1536. See Cockrel, at 1053.

⁴⁰⁾ Cockrel, at 1053-1055.

⁴¹⁾ Montle v. Westwood Hights Sch. Dist., 437 F.Supp.2d 652.

⁴²⁾ *Id.* at 656.

⁴³⁾ Loeffelman v. Bd. of Educ., 134 S.W. 3d. 637.

は明らかに差別的であって法的にも許されないので、「相互に人種の異なる夫婦関係や両親の人種が異なる子どもらに関する自己の個人的な意見を彼女（原告—引用者）の生徒らへ表明」する原告の利益よりも、「人種に基づく差別的な発言から自由である学校を効果的に運営する」学校区の利益のほうが重要である⁴⁴と認定した⁴⁵。

（２）Mt. Healthy 判決の「その他の正当な根拠」基準

教員による教室での言論の自由への規制に対する審査基準として Mt. Healthy 判決を適用して、教員による教室での言論が、たとえ雇用関係上の不利益な決定の重大または動機となる理由であるとしても、その決定のための「その他の正当な根拠」が存在するののかについて検討した事例はそれほど多くはなく、また、Connick 判決や Pickering 判決の審査基準と合わせて適用されている。

Calef 判決（D.S.C. 2005）では、サウスカロライナ連邦地方裁判所は、原告教員が、授業時間を教科指導の実施よりも自己の政治的見解の主張に使っていたことにより、学校の運営とその任務を妨害していたことから、原告が停職 1 か月と当該中学校での代理教員勤務の禁止されたのは、「憲法上保護されている言論または行動とはまったく関係していない諸問題が理由であった」と、原告に不利な認定をした⁴⁶。

Cockrel 判決（6th Cir. 2001）では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、Leavy 判決（6th

⁴⁴ ミズーリ州巡回裁判所は、Lewis 判決（8th Cir. 1986）を引用して、比較衡量審査の検討要素として、次の 6 点を挙げている。(1) 部局または職場での調和の必要性、(2) 問題となっている言論が関係の悪化を引き起こしているまたは引き起こしえた時、政府の責任は、その公務員と同僚らとの間に存在するような親密な職場関係を要求するかどうか、(3) 当該言論の時、方法および場所、(4) 当該議論が生じた文脈、(5) 当該言論における公的関心の程度、(6) 当該言論が職務を遂行するその公務員の責任を妨げたかどうか。Lewis v. Harrison Sch. Dist. No.1, 805 F.2d 310, 315. See Loeffelman, at 646.

⁴⁵ Loeffelman, at 646-647.

⁴⁶ Calef, at 500-501.

Cir. 2000)⁴⁷ に依拠して、産業用大麻の環境上の様々な有益性について講演をする外部講師の訪問後に親や教員たちから苦情の手紙を受け取ったのをきっかけに、教育長が原告教員の業務遂行を調査し始めていたこと、学校長が原告を罷免すべきだと苦情の手紙を添えて教育長に勧告し、それに基づいて出された累積評価は、原告を罷免する教育長による最終的な決定の一要因であったことから、原告を罷免する決定は、「産業用大麻について生徒らに教える彼女（原告一引用者）の授業計画によって動機づけられていたと、陪審が判断することができた」と、原告に有利な認定をした⁴⁸。

Evans-Marshall 判決（6th Cir. 2010）では、第6巡回区連邦控訴裁判所は、原告教員による授業テーマの設定とテキストの指定について、親たちが教育委員会で苦情を申し立て、学校長がテキストを取り下げるように原告に指示し、さらに業務能力を低く評価した後、教育委員会は原告と契約を更新しないことを決定したことから、「彼女（原告一引用者）の学習指導上の選択は、学校区に彼女を解雇する動機となっていた」と、原告に有利な認定をした⁴⁹。

（3）Connick 判決の「公的関心事項」基準

教員による教室での言論の自由に関する審査基準として、Connick 判決を適用して、当該言論が「公的関心事項」に該当するものであるかどうかを検討した事例は多くある。

⁴⁷ Leavy v. Daeschener, 228 F.3d 729, 737. 学校区による懲戒、教育方法の選択および法令違反の可能性についての教員らの発言が、他校への不本意な異動の動機となっていたと、その教員らが主張した事案である。第6巡回区連邦控訴裁判所は、公務員の表現行為への政府の報復について修正1条に基づく訴えを立証するためには、原告は次の3点を示さねばならないと論じた。「(1) 原告が、憲法上保護されている活動に携わっていたこと、(2) 被告による不利益処分が、通常の判断力をもつ人がその活動に携わり続けるのを萎縮させるような被害を、原告に引き起こしたこと、(3) 当該不利益処分が、少なくとも部分的に、憲法上の権利の行使への対応として動機づけられていたこと」。See Cockrel, at 1048, 1055.

⁴⁸ Cockrel, at 1056.

⁴⁹ Evans-Marshall, at 340.

a. 共同体の関心事項

問題となっている言論が、共同体、その住民や親たちの関心であることを理由に、公的関心事項に該当するとした事例がいくつかある。

Cockrel 判決 (6th Cir. 2001) では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、連邦最高裁が Connick 判決で、重要な審査基準は公務員の言論が公的関心事項に触れているかどうかであり、公務員の言論が「政治的、社会的その他共同体の関心」事項と関係していれば当該言論は公的関心事項に触れているとみなさねばならないことを確認した。そのうえで、ケンタッキー州では、前年にニュースで産業用大麻の唱道が数回取り上げられていたこと⁵⁰、大統領候補が産業用大麻の合法化と有益性に賛成する発言をしていたこと⁵¹、サウスダコタ州のインディアン居留地で薬物取締局が産業用大麻を没収したのに対してケンタッキー大麻生産者組合と元ケンタッキー州知事は合法的に輸入した産業用大麻をインディアン部族へ贈呈していたこと⁵²を理由に、原告教員によって計画されていた産業用大麻の環境上の有益性というテーマは、「この共同体の政治的および社会的な関心と関係していた」と認定した⁵³。

Montle 判決 (E.D.Mich. 2006) では、ミシガン州東地区連邦地方裁判所は、労働組合と学区との間に労働協約が存在しないのは、「親や生徒達にとって大きな関心事項であり」、「学区や共同体の活力にとって一つの重要事項である」ので、原告教員が着用した労働組合 T シャツに表示されたメッセージは、「公的関心事項に触れていた」と認定した⁵⁴。

Lee v. York County Sch.Div. (4th Cir. 2007)⁵⁵ (以下、Lee 判決 (4th Cir. 2007)) では、第 4 巡回区連邦控訴裁判所は、政治家や高校生のキリスト教とのかかわりを表示する原告教員によって貼り出された掲示物には、政治的な争

⁵⁰ See Cockrel, at 1051-1052.

⁵¹ See *id.* at 1051.

⁵² See *id.*

⁵³ *Id.* at 1052.

⁵⁴ Montle, at 654-655.

⁵⁵ Lee v. York County Sch.Div., 484 F.3d 687, *cert. denied*, 128 S.Ct. 387 (2007).

点や共同体の関心事項が含まれているので、「一市民によって公的関心事項についてなされた結論づけるように、(教員は一引用者) 裁判所を導くことができた」と言及した⁵⁶。そのうえで、*Boring* 判決 (4th Cir. 1998)⁵⁷ を引き合いに出して「教科指導としての性質をもつ言論」に該当するかどうかを審査することにした⁵⁸。

また、問題となっている言論について、共同体の人々が発言する権利をもっていただことを理由に、公的関心事項に該当するとした事例もある。

Evans-Marshall 判決 (6th Cir. 2010) では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、教員による教科指導上の言論というものは「政治的、社会的その他共同体の関心事項」を取り扱っていることが多いと言及した。そのうえで、原告教員による検閲という授業テーマの設定と検閲に関するテキストの指定について、「共同体の人々は発言権をもっており、彼らは意見を述べるために教育委員会の会議へ参加していた」ので、「*Connick* 判決の『公的関心事項』の審査を通過している」と認定した⁵⁹。

b. 宗教にかかわる事項

問題となっている言論が、宗教にかかわる事項であれば、公的関心事項に該当するとした事例がある。

Johnson v. Poway Unified Sch. Dist. (9th Cir. 2011)⁶⁰ (以下、*Johnson* 判決 (9th Cir. 2011)) では、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、宗教的・愛国的なフレーズ

⁵⁶ *Id.* at 695.

⁵⁷ *Boring v. Buncombe County Board of Education*, 136 F.3d 364. 州の演劇大会で生徒らが上演するために演劇科の教員が選んだ論争的になりやすい脚本について、学校長が、脚本の修正を命じ、年度末に異動を求めたという事案である。第 4 巡回区連邦控訴裁判所は、教員による選択された学校演劇の脚本が、教科指導としての性質をもつ言論に該当するので、公的関心事項を意味する言論に該当してはならず、それゆえ修正 1 条によって保護されていないと結論づけた。See *Lee*, at 696.

⁵⁸ *Lee*, at 695-697.

⁵⁹ *Evans-Marshall*, at 339.

⁶⁰ *Johnson v. Poway Unified Sch. Dist.*, 658 F.3d 954.

を表示する横断幕が、「宗教に関係があることは、明らかである⁶¹」と捉えたいうえで、「宗教に関する言論が公的関心としての性質をもつことに疑いの余地はない」と認定した⁶²。

他方、問題となっている言論が、宗教にかかわっていても、公的関心事項に該当しないとした事例もある。

Silver 判決 (W.D.N.Y. 2014) では、ニューヨーク西地区連邦地方裁判所は、聖書の一節やキリスト教信仰に関する大統領の発言を表示した掲示物が、原告主張⁶³の通りに「個人的なもの、かつ、教科指導としての性質をもたないもの」と随所で述べ⁶⁴、それゆえ、「『公的関心事項』についての憲法上保護されている言論の範囲には含まれていない」と認定した⁶⁵。

c. 争点の含まれる事項

問題となっている言論が、検閲や人種といった政策・争点にかかわる事項であれば、公的関心事項に該当するとした事例がいくつかある。

Newton v. Slye (W.D.Va. 2000)⁶⁶ (以下、Newton 判決 (W.D.Va. 2000)) では、ヴァージニア西地区連邦地方裁判所は、販売禁止または異議を受けた書籍を列挙したパンフレットについて、憲法上の言論の自由と同じ趣旨であることから、「公立学校での書籍や思想の規制という重要な公共政策の問題を取り扱っている」と言及した。そのうえで、原告教員による当該パンフレットの掲示が、教

⁶¹ 原告 Johnson は、当該横断幕が、「わが国の歴史に繋がっている、よく知られている歴史的、愛国的なフレーズおよびスローガンといった、純粋に愛国感情を表現している」と主張した。Id. at 965.

⁶² Id. at 965-66.

⁶³ 原告 Silver は、当該掲示物が「すべて個人的なものであり教科指導としての性質をもつ言論ではなく、世俗的な目的のない、宗教的な内容をもつ」として、それらの掲示を規制することは、「信仰を抑制する基本的な効果を有しており、政教分離条項に違反して宗教との過度の関わり合いを引き起こしている」と主張した。Silver, at 21-22.

⁶⁴ Id. at 27, 28, 32.

⁶⁵ Id. at 38.

⁶⁶ Newton v. Slye, 116 F.Supp.2d 677.

科指導課程の一部分に該当しているのであれば、学校長による当該パンフレットの取り外しの指示は妥当だったであろうと述べた⁶⁷。

Melynk v. Teanack Bd. of Educ. (D.N.J. 2016)⁶⁸（以下、Melynk 判決（D.N.J. 2016））では、ニュージャージー連邦地方裁判所は、顔を黒く塗る扮装行事の写真には、スワルト・ピーターの伝統の正当性という争点が含まれていたと仮定すれば、原告教員による当該写真を生徒らに見せた文脈は公的関心事項であると認定した。しかし一方で、原告は、「教室でスワルト・ピーターについて説明していた時、間違いなく公務員として発言していた」と認定した⁶⁹。

他方、問題となっている言論が、人種にかかわっていても、公的関心事項に該当しないとされた事例もある。

Loeffelman 判決（Mo. Ct. App. 2004）では、ミズーリ州巡回裁判所は、両親の人種が異なる親子関係に反対する原告教員の発言が、教科指導計画の一部分ではなく、質問をした生徒も、好奇心から彼女に意見を求めただけであるから、当該発言は、「公的関心事項を取り扱ったのではなく、むしろ私的関心事項であった」と認定した⁷⁰。

（４）Garcetti 判決の「公務員の職務上の責任」基準

Garcetti 判決を適用して、当該言論が「公務員の職務上の責任」に従ってなされたものであるかどうかを検討した事例がしばしばみられる。

a. Garcetti 判決を単独で適用

Garcetti 判決の「公務員の職務上の責任」基準が、単独で適用された事例は、いくつもある。

Mayer v. Monroe County Cmty. Sch. Corp. (7th Cir. 2007)⁷¹（以下、Mayer 判

⁶⁷ *Id.* at 683-684.

⁶⁸ Melynk v. Teanack Bd. of Educ., 2016 U.S. Dist. LEXIS 161524.

⁶⁹ *Id.* at 11-12.

⁷⁰ Loeffelman, at 645-646.

⁷¹ Mayer v. Monroe County Cmty. Sch. Corp., 474 F.3d 477, *cert. denied*, 128 S.Ct. 160 (2007).

決 (7th Cir. 2007)) では、第 7 巡回区連邦控訴裁判所は、大学教員の言論への規制が問題となった *Piggee* 判決 (7th Cir. 2006)⁷² と区別して、「Mayer (原告教員—引用者) の時事問題の活動は、教室で彼女の割り当てられた業務の一部分であった」と認定したうえで、デモ行進へ賛意を表明した原告による体験談には、「*Garcetti* 判決は、直接適用される」と述べた⁷³。

Brown v. Chicago Bd. of Educ. (7th Cir. 2016)⁷⁴ (以下、*Brown* 判決 (7th Cir. 2016)) では、第 7 巡回区連邦控訴裁判所は、前述の *Mayer* 判決 (7th Cir. 2007) を引き合いに出して、原告教員が授業の中でアフリカ系人種の別称について討論を指導していたのは、にわか作りではあったとしても、通常の授業の中で「生徒の問題行動を鎮めるための試みであった限り、彼の業務上の責任に従っていた」ものであり、原告は、「一教員として発言したのであって一市民としてではなかった」と認定した⁷⁵。

b. 他の基準と併せて適用

それに対して、*Garcetti* 判決が他の審査基準と合わせて適用されている事例がある。

Evans-Marshall 判決 (6th Cir. 2010) では、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、修正 1 条は使用者の規律から原告教員を一般的には保護していないことを確認した。そのうえで、原告は「雇用されて給与の支払いを受けるための業務を遂行し、公立学校教員として彼女 (原告—引用者) を雇用するという教育委員会の決定がなければ彼女はなしえていない業務を遂行していた」ので、原告による授業テーマの設定とテキストの指定は、公務員の職務上の責任に従っ

⁷² *Piggee v. Carl Sandburg College*, 464 F.3d 667. コミュニティ・カレッジの教員が、校舎内の廊下で学生ら呼びとめ、同性愛に反対する小冊子を手渡していたことについて、第 7 巡回区連邦控訴裁判所は、「教員らの言論を教育上の任務に適する話題に限定することを大学は教員らに要求することができる」と論じたうえで、学生らが苦情を申し立てたこの教員の行動は、彼の「教育上の責務の一部分ではなかった」と認定した。See *Mayer*, at 480.

⁷³ *Mayer*, at 480.

⁷⁴ *Brown v. Chicago Bd. of Educ.*, 824 F.3d 713.

⁷⁵ *Id.* at 717.

た行動であったと認定した⁷⁶。前述の通り、Connick 判決、Mt. Healthy 判決、Pickering 判決の順番で適用して原告に有利な認定をして後、Garcetti 判決を適用して、原告の言論に憲法上の保護を認めない判決を下したのである。

Johnson 判決 (9th Cir. 2011) では、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、学校で授業を行い生徒を監督していた時、宗教的・愛国的なフレーズを表示する横断幕を吊り下げた教室にいる時には、原告教員は、「一教員、すなわち公務員として行動して」おり、「彼の前にいる感受性の強い『囚われの』心に自己の特定の見解をおしつけるために優位な立場をとっていた」と認定した⁷⁷。前述の通り、Pickering-Connick 両判決を適用して原告に有利な認定をして後、「政府による表現」の理論を併せて適用して、原告の言論に憲法上の保護を認めない判決を下したのである。

c. Garcetti 判決の適用に慎重

また、Garcetti 判決が、検事の言論に関する事例であることから、教室での教科指導にかかる教員の言論に関する事例へこの判決を適用するのには、慎重な事例もある。

Lee-Walker v. N. Y. C. Dep't of Educ. (2nd Cir. 2017)⁷⁸ (以下、Lee-Walker 判決 (2nd Cir. 2017)) では、第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、教室での教科指導に関する事例に、Garcetti 判決を適用するのか、および、当裁判所が解決しないことを選択するのかという問題は、当巡回区では未解決のままになっていると言及した。そのうえで、「Lee-Walker (原告教員—引用者) の言論が修正 1 条によって保護されていると被告らがきつと理解し、Garcetti 判決がこれらの保護を彼女から奪ったと被告らがきつと合理的に確信するところの、Garcetti 判決を基礎とする明らかに確立した法は存在しない」と指摘し、Garcetti 判決はこの事件を解決する明らかな基準とはならないと述べた⁷⁹。

⁷⁶ Evans-Marshall, at 340.

⁷⁷ Johnson, at 967-968.

⁷⁸ Lee-Walker v. N. Y. C. Dep't of Educ., 2017 U.S. App. LEXIS 20428.

⁷⁹ *Id.* at 3.

2. その他の審査基準適用の傾向

(1) Hazelwood 判決の適用

教員による教室での言論への教育行政機関による規制に対する審査基準として、前述の連邦最高裁の4判決ではない審査基準が適用された事例がいくつかみられる。

そのような審査基準を形成した判決の一つが、連邦最高裁の Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier 判決 (1988)⁸⁰ である。本件は、教育委員会から財政援助を受け、教科指導課程の一環として発行されている学校新聞の記事の内容を、学校長は事前に審査し、論争的になりやすく、個人を特定されるおそれがあるという理由で、両親の離婚が生徒に与えた影響と生徒の妊娠を取り扱った2ページ分の記事を削除したという事案である。法廷意見は、学校新聞にはパブリック・フォーラムとしての性質が認められないとしたうえで、「生徒の個人的な言論」と「学校から支援を受けた言論 (school-sponsored speech)」とを区別し、後者の場合には、生徒ではなく学校が「出版人」または「制作者」と位置づけ、教育目標を達成する、未成熟な生徒を保護する、あるいは、個人の見解が誤って学校のものとなされないようにするために、「正当な教育上の配慮」と合理的に関係がある限り、教育行政機関は、生徒の言論の形態と内容を規制できると述べている⁸¹。法廷意見は、「学校から支援を受けた言論」に関連して、「教科指導課程 (curriculum)」の語を次のように定義した。

「学校から支援を受けた出版、演劇制作その他の表現活動とは、生徒、保護者および公立学校のその他のメンバーが、学校から許可を得ていると合理的に認知しうるものを指す。これら表現活動は、伝統的な教室という教

⁸⁰ Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier, 484 U.S. 260 (1988).

⁸¹ Hazelwood 判決を紹介・説明したものとして、松倉聡史「アメリカにおける生徒の表現の自由—ティンカー判決以後の判例の分析を中心に—(四)」北研 38 卷 1 号 (2001 年) 129 頁、井上徹也「学校における子どもの表現の自由 (一)—アメリカ合衆国最高裁判所の判例をめぐって—」同志社法学 52 卷 5 号 (2002 年) 65 頁、宮原均「生徒の学校内・外における表現規制—アメリカにおける判例法理の展開—」東洋法学 57 卷 1 号 (2013 年) 11-14 頁など。

育環境で行われているか否かを問わず、学校の教科指導課程の一部分として適切に特徴づけることができる。これら表現活動は、学校組織のメンバーから監督を受け、生徒という参加者および聴衆へ特定の知識や技術を伝えることを意図している⁸²」（下線一引用者）。

教員による教室での言論への規制に対して Hazelwood 判決を適用する場合には、問題となっている言論が「教科指導課程」の定義に該当するかどうかを検討することになる。

a. 「学校から支援を受けた言論」に着目した適用

自己の信念を掲示するという言論が問題とされた事例には、「教科指導」の定義のうち「学校から支援を受けた言論」の部分に着目して Hazelwood 判決が適用されている。

Lee 判決（4th Cir. 2007）では、第4巡回区連邦控訴裁判所は、義務教育の教室で生徒らに繰り返し見させるために政治家や高校生のキリスト教徒とのかかわりを表示する掲示物を貼り出していたこと、当該掲示板と掲示物を教育委員会は学校長を通して管理していたことから、当該掲示物を貼り出す行動および当該掲示物は、「高等学校に帰属しており」、「学校の許可を得ている学校から支援を受けた言論に該当する」と認定した⁸³。

Melynk 判決（D.N.J. 2016）では、ニュージャージー連邦地方裁判所は、教育委員会の認可を受けた教科指導計画に基づく授業の中で、原告教員が顔を黒く塗る扮装行事の写真を生徒らに見せていたのは、「学校から許可を得た」行動であると認定した⁸⁴。

b. 「教科指導（curriculum）としての性質をもつ言論」基準の適用

他方、「教科指導」の定義のうち「教科指導としての性質をもつ言論」の部分に着目して Hazelwood 判決が適用された事例もある。

Newton v. Slye (W.D.Va. 2000)では、ヴァージニア西地区連邦地方裁判所は、

⁸² Hazelwood, at 271. See Boring, at 368.

⁸³ Lee, at 698-699.

⁸⁴ Melynk, at 11.

販売禁止または異議を受けた書籍を列挙したパンフレットの貼り出しは生徒らへ伝達することを目的としており、原告教員はパンフレットが生徒らの目に触れるのを管理しているので、当該パンフレットは、Hazelwood 判決の教科指導 (curriculum) の定義に含まれると認定した⁸⁵。また、学校長が手紙でパンフレットを取り外すように原告に指示していたことから、「教員の教室のドアにパンフレットを掲示することは、教科指導とみなされる」と述べた⁸⁶。さらに、当該パンフレットの貼り出しは「教育委員会によって認可を受けている、共同体の価値に基づいて選択された教科指導課程を実施する、学校区の責任を妨げている」ので、「より管理しやすい方法で生徒らへパンフレットを配付するようにこの教員（原告—引用者）に要求する」ための正当な理由が存在すると指摘した⁸⁷。

Lee 判決 (4th Cir. 2007) では、第 4 巡回区連邦控訴裁判所は、政治家や高校生のキリスト教徒とのかかわりを表示する掲示物に含まれているメッセージには、生徒らが学び触れるべきだと原告教員が確信している社会的・道徳的な価値についての情報が含まれていること、精神的な成長に原告が有益だと考えていたこれらの価値に生徒らを触れさせるため、原告は特定の知識を生徒らへ伝えようとしていたことから、当該掲示物は、「教科指導としての性質もっている」と認定した⁸⁸。

c. 他の審査基準と併せて適用

これらのほかにも、Hazelwood 判決の「学校から支援を受けた言論」基準あるいは「教科指導としての性質をもつ言論」基準が適用された事例はあるが、これらの基準は、単独ではなく、Connick 判決、Pickering 判決あるいは Garcetti 判決のうち一つまたは複数と併せて適用される傾向がある。

Silver 判決 (W.D.N.Y. 2014) では、ニューヨーク西地区連邦地方裁判所は、

⁸⁵ Newton, at 684-685.

⁸⁶ *Id.*

⁸⁷ *Id.* at 685.

⁸⁸ Lee, at 699-700.

Lee 判決（4th Cir. 2007）の事案を引き合いに出したうえで、宗教的・愛国的なフレーズを表示する横断幕が、学校所有の公有物に貼り出されて生徒らが繰り返し見られるようにしてあったことから、「学校の許可を得ている学校から支援を受けた言論に該当する」ことを示唆した⁸⁹。Connick 判決を適用して原告に有利な認定をして後、Pickering 判決と Hazelwood 判決を適用して、原告の言論に憲法上の保護を認めない判決を下したのである。

Lee-Walker 判決（2nd Cir. 2017）では、第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、同裁判所が、Silano 判決（2d Cir. 1994）⁹⁰で Hazelwood 判決の基準を適用し、問題となっている言論を規制する正当な教育上の理由が学校にはあると結論づけたことを引き合いに出して、「限定的免責の根拠についての個々の被告ら（教育委員会など一引用者）に対する訴えを、地方裁判所が棄却したことに同意する」と判断した⁹¹。Garcetti 判決と併せて Hazelwood 判決を適用して、原告の言論に憲法上の保護を認めない判決を下したのである。

（2）政府の表現・政府による表現（government speech）

政府の表現・政府による表現（government speech）（以下、政府言論）とは、表現行動の主体が個人ではなく政府であり、前述「学校から支援を受けた言論」および「教科指導としての性質をもつ言論」（以下、学校言論（school speech））と同様に特別な取扱いが求められることになる。憲法上の表現の自由に対する権利は、修正 1 条に基づいて個人に保障されるものであるから、政府言論を保障の対象とはしていない。しかし、政府言論は、憲法上の表現の自由とは無関係であるがゆえに、個人の表現行動よりも幅広い自由（裁量）が許されることになる。しかも、政府言論を担うのは公務員個人であるので、その

⁸⁹ Silver, at 33.

⁹⁰ Silano v. Sag Harbor Union Free Sch. Dist. Bd. of Educ., 42 F.3d 719. 教育委員会の委員が科学的現象についての講演で第 10 学年の生徒らに見せた画像の中に、胸部を露わにした女優の画像が含まれていたことを理由に、教育委員会行政職員から非難を受け罷免されたという事案である。See Lee-Walker, at 4.

⁹¹ Lee-Walker, at 4.

公務員の行動がどれくらい制約されるのかという問題が生ずる⁹²。

教員による教室での言論を政府言論とみなして、教育行政機関による規制を許容した事例は、いくつかある。

Downs v. L.A. Unified Sch. Dist. (9th Cir. 2000)⁹³ (以下、Downs 判決 (9th Cir. 2000)) では、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、原告教員により設置された掲示板は、学校と学区の所有物であり責任があったとして、「本件は、政府それ自体の発言にかかる事例であり、その政府が学校、学区または教育委員会とみなされているかどうかという事例である」と述べた⁹⁴。意識啓発月間を周知するために学校の事務職員らが設置した単独の掲示板については、「Olmsted と Marino (学校長—引用者) がそこに掲示物を貼り出して残しておくのは、学校、学区および教育委員会それ自体が発言しているのに等しい」と考えた⁹⁵。他方、原告が意識啓発月間に反対して設置した掲示板については、「Downs (原告—引用者) によって貼り出された意識啓発月間に反対する趣旨の掲示物を学校長が取り外すように指示したのは、学校、学区および教育委員会それ自体が、反対趣旨の発言をしないという選択をする、あるいは、取り外すという行動を通して発言するのに等しい」と述べた⁹⁶。そのうえで、掲示板は、教育委員会の方針を表明する手段であり、学校長は掲示板の内容に最終的な権限をもっていたことから、「掲示板において生じたすべての言論は、教育委員会と学区の言論である」と認定した⁹⁷。

Johnson 判決 (9th Cir. 2011) では、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、教員が自己の見解を表明するのを禁止する判例は存在しないけれども、「政府 (学区) が彼 (原告教員) に政府の代弁者であることを許していない限り、彼が政府として発言している時には、彼は自分の意見を表明することができない」(括

⁹² 樋口範雄・前掲注 11 413 頁。

⁹³ Downs v. L.A. Unified Sch. Dist., 228 F.3d 1003, *cert. denied*, 2001 U.S. LEXIS 3238.

⁹⁴ *Id.* at 1011.

⁹⁵ *Id.* at 1012.

⁹⁶ *Id.*

⁹⁷ *Id.*

弧内一引用者)と述べ、学校区が原告に「学校区の望まない方法で表現しないように命じたのは、憲法上の制限の範囲内での行動であった」と認定した⁹⁸。

Melynk 判決 (D.N.J. 2016) では、ニュージャージー連邦地方裁判所は、州が発言者として行為している時(すなわち、政府言論の時)には、州は内容に基づく選択をすることができるので、公立学校には教科指導課程を管理する重要な利益があることを、複数の裁判所が述べていると指摘した⁹⁹。

(3) パブリック・フォーラム (public forum)

パブリック・フォーラムとは、表現活動の場所が公有地であった場合に、①道路、公園など伝統的にパブリック・フォーラムとされてきた場所では、表現の自由は完全に保護され、②市の公会堂や公立大学の集会室など政府がパブリック・フォーラムとして特に指定した場所でも、表現の自由は完全に保護されるが、③それ以外の場所では、表現の自由は原則として保護されない、という法理である¹⁰⁰。①を「伝統的パブリック・フォーラム」(traditional public forum)、②を「指定されたパブリック・フォーラム」(designated public forum)、③を「ノンパブリック・フォーラム」(nonpublic forum)という。ただし②は、行政当局が選択的または限定的に指定することができ、あるいは、そもそも開放しないことも許される¹⁰¹。

教員が言論をなした教室を、①および②ではないとみなして、教育行政機関による規制を許容した事例がある。

Newton 判決 (W.D.Va. 2000) では、ヴァージニア西地区連邦地方裁判所は、教室のドアが限られた範囲でのパブリック・フォーラムであることを踏まえたうえで、特に、販売禁止または異議を受けた書籍を列挙したパンフレットの取り外しを指示しなければ、「学校の廊下は、ポルノグラフィ、完全殺人マニュ

⁹⁸ Johnson, at 970.

⁹⁹ Melynk, at 11.

¹⁰⁰ 樋口・前掲注 11 402-403 頁。

¹⁰¹ 樋口・同前 407-409 頁を参照。

アル、爆弾製造説明書などで満たされる」おそれがあったので、「出入りに貼りだされるものには何らかの規制があらねばならない」と論じた¹⁰²。

Downs 判決 (9th Cir. 2000) では、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、学校内に設置された掲示板をノンパブリック・フォーラムとみなした。そのうえで、教育委員会では、公選の教育委員らが政策を検討して親や当事者たちが意見を表明することができ、その教育委員会を有する学校区が、ゲイ・レズビアン意識啓発月間という政策を承認していることを根拠にして、「政府(学校区)が彼(原告教員)に政府の代弁者であることを許していなければ、彼は政府として発言することができない」(括弧内—引用者)と述べ、学校区が、ゲイ・レズビアン意識啓発月間に反対する文書の原告による掲示を規制することを認めた¹⁰³。

Melynk 判決 (D.N.J. 2016) では、ニュージャージー連邦地方裁判所は、限られた範囲でのパブリック・フォーラムは「関係のある共同体のすべての人々に政府が参加を促した場合にのみ認められている」と確認した。そのうえで、本件では、原告教員が顔を黒く塗る扮装行事の写真を生徒らに見せたことについて意見を言うのを許可されたのは「Melynk (原告—引用者)、彼女の生徒、および、授業を観察している代理教員だけであった」ので、原告によって当該言論がなされた環境は、限られた範囲でのパブリック・フォーラムではなかったと認定した¹⁰⁴。

3. 審査基準の適用傾向の検討

(1) Pickering 判決の適用について

Pickering 判決の意義は、一般市民の言論の規制を正当化する政府の利益と、公務員の言論を規制する使用者としての政府の利益とは大きく異なると捉えたうえで、公務員の言論への規制の正当性を判断する際には、一市民として公的関心事項について発言する公務員の利益と、公的サービス遂行の効率性を促

¹⁰² Newton, at 687.

¹⁰³ Downs, at 1014-1016.

¹⁰⁴ Melynk, at 12-13.

進する使用者政府の利益を比較衡量するとした点である¹⁰⁵。本件で連邦最高裁は、両者の利益を衡量する際に事実関係を重視しており、『職場における距離 (working distance)』を前提にして、公的関心事たる事実を公にすることは、その言論が『批判的な口調』であるという理由のみでは、当該教師の罷免を正当化することができない¹⁰⁶』と論じた。また、本判決では、公務員の言論に修正1条に基づく保障を認めるためには、3つの条件を満たすことが必要とされた。それは、「第1に、自らの雇用者に対する批判ではあるが公的関心事に係る公務員の言論は、雇用者と職務上の密接な関係がないこと。第2に、当該言論が事実を含むこと、また誤った事実が含まれていたとしても、それが故意または誤っていたことに過失がある場合ではないこと。第3に、当該言論が行政機関の運営に悪影響を及ぼしたり、教員としての義務の適切な遂行を阻害したりするという証拠が存在しないことである¹⁰⁷」。

Pickering 判決は、教員の言論への規制に対する審査基準として1968年に登場したが、本校で取り上げた2000年以降の事例を見てみると、適用されているものが多いわけではない。それでも、授業の内容・教材の計画・決定、設定したテーマ、指定したテキストおよび招聘した外部講師といった授業の計画・実施にかかる言論には、Pickering 判決が適用される傾向にある。

比較衡量の検討要素は、事例によって若干の差異があるものの、①生徒に悪影響を及ぼしていないか、あるいは、学習指導の効果を損なっていないかどうか、②直接の上司や同僚との関係を危うくしていないかどうか、③学校の運営を妨げていないかどうかに大別することができる。教員が教育委員会の政策を批判する文章を地元新聞へ送付してそれが新聞に掲載されたという Pickering 判決の事案は、②上司との関係が間接的に問題となっており、連邦最高裁は、教育委員会の利益との比較衡量の結果、教員の利益の方が重要であると判断した。他方、教員による教室での言論に関する本稿の各事案は、それ

¹⁰⁵ Pickering, at 568. 小林・前掲注 25 313-314 頁を参照。

¹⁰⁶ 小林・同前 313-314 頁。

¹⁰⁷ 小林・同前 314 頁。

ら言論と直接的な利害関係を有するのは生徒であるので、生徒に及ぼす影響や学習指導の効果が最も重要な問題となるはずである。しかしながら、裁判所は、Pickering 判決に基づく審査において、最も重要な検討要素を、①の要素とは考えず、教育行政機関の利益のほうが重要であると最終的に判断する場合には、③の要素を決定的な理由としているようである。

(2) Connick 判決の適用について

前述の通り、Connick 判決で連邦最高裁は、公務員の表現行為が「公的関心事項」に関係しているのでなければ、その公務員の懲戒処分は許容されるというものである。これに対して、ブレナン裁判官の反対意見（マーシャル、ブラックマン、ステイブンスの各裁判官が同調）は、まず、本件アンケートは全体として「政府機関を選挙によって選ばれた公務員が運営する方法についての十分な情報を得ようとする人々の利益となる内容を議論するものであることから、公的関心事項に関連するものである¹⁰⁸」と指摘した。また、本件アンケートによる「職場の混乱のおそれが本質的に事実無根であることを（客観的な証拠が一引用者）示している場合に、混乱が罷免を正当化するという雇用者の『単なる不安 (mere apprehension)』を許容したことに多数意見の誤りがある¹⁰⁹」と主張した。

連邦最高裁が Garcetti 判決を下すよりも前は、教員による教室での言論に関する事例には Connick 判決が適用されることが多くあり¹¹⁰、それらの言論のほとんどは、「公的関心事項」に該当するものとみなされていた。しかし、前述の Pickering 判決の審査において教育行政機関の利益が教員の利益よりも重要だと判断されたり、Hazelwood 判決を適用して教員の言論が「学校から支

¹⁰⁸ Connick, at 163 (Brennan, J., dissenting). 小林・前掲注 25 319 頁。

¹⁰⁹ *Id.* 小林・同前。

¹¹⁰ 教員による教室外での言論に関する事案についてではあるが、「1980 年代中頃から 2006 年まで、多くの裁判所は、公的関心事項ではなく個人的な不満に該当する公務員の表現活動を幅広く解釈する際に Connick 判決を適用していた」という言及もある。Cambron-McCabe, *et al. supra* note 30 at 232.

援を受けた言論」あるいは「教科指導課程としての性質をもつ言論」に該当するとして憲法上保護されていないと判断されたりする傾向がある。

連邦最高裁は Connick 判決で、公的関心事項の該当性について、表現の①内容、②形態、③文脈を検討せねばならないと述べている。地方検事補が自己の異動に反発して業務や職場についてのアンケート用紙を同僚らへ配布したという Connick 判決の事案では、アンケートの①内容は、ブレナン裁判官反対意見が論じるように公的な関心であると理解しうるが、アンケートの作成された③文脈は、法廷意見が述べるように個人的なものであった。他方、アメリカの学校教育では、州、自治体および学区の権限において、現在および将来の社会において活用されている、学問、産業、政策などの状況および成果が、知識・技術として生徒へ伝達されている。それゆえ、共同体のすべての人々が関心をもっているわけではないとしても、教科指導の①内容は、おおむね公的関心事項に該当すると言える。教員による教室での生徒への言論に関する本稿の各事案では、問題となっている言論は、宗教にかかる自己の信念、授業にかかる計画・決定あるいは生徒から受けた質問への返答など、知識・技術として生徒へ伝達する教科指導の内容を考え出し組み立てるといふ③文脈において生じている。しかしながら、裁判所は、Connick 判決に基づく審査において、①内容と③文脈を同程度には考慮していないようである¹¹¹。

(3) Garcetti 判決の適用について

前述の通り、Garcetti 判決で連邦最高裁は、公務員の表現行為が「公務員の職務上の責任」に関係していたのであれば、その公務員の懲戒処分は許容されるというものである¹¹²。これに対して、スーパ裁判官の反対意見（ステイーブンス、ギンズバーグの各裁判官が同調）は、「公務員が不正行為や市民の健康・

¹¹¹ この点に関連して、「Connick 判決において連邦最高裁は、表現の自由に関する事案で公務員の主張が認められる要件を狭めた」という指摘がある。Cambron-McCabe, *et al.* at 230.

¹¹² Garcetti, at 418.

安全への脅威について取り上げることは、政府が政策遂行の際に有する利益に優越するものである」ので、その場合の言論は、「修正1条よる保護を主張することができる」とした¹¹³。ブライヤー裁判官の反対意見は、法律家の言論が「専門家の倫理規範による規律に服」しており、「憲法が政府の専門家に対して発言する義務を課している」ので、その場合の言論は、「特別に保護する必要がある」と述べたうえで、「発言者の利益と州の利益を比較衡量することが求められる」と主張した¹¹⁴。Garcetti 判決には、Pickering/Connick 両判決に基づく審査基準を大幅に変更したという印象が強いため¹¹⁵、自らの透明性を高めることや説明責任を果たすことを政府が回避するのを許容し、修正1条に基づく公務員の言論の自由を縮小してしまったとする批判的見解のある¹¹⁶ことが推測される。

2006年5月30日に連邦最高裁が Garcetti 判決を下して以降、教員による教室での言論の自由に関する事例にはこの判決がしばしば適用されているが、それらの言論のほとんどは、「公務員の職務上の責任」に従ってなされたものとみなされる傾向があり、結果的に、Garcetti 判決は、教育行政機関による規制

¹¹³ *Id.*, at 427-444 (Souter, J., dissenting). 小林・前掲注 25 325 頁を参照。

¹¹⁴ *Id.*, at 444-450 (Breyer, J., dissenting). 小林・同前を参照。

¹¹⁵ この点に関連して、「Garcetti 判決以降の裁判例では、内部告発者 (whistle-blowers) は、2006 年より前のように報復を理由とする法的救済を確実にすることができていない」という指摘がある。Cambron-McCabe, *et al. supra* note 30 at 233. Garcetti 判決の法廷意見は、連邦、州および地方に内部告発者保護のネットワークがあるので、被用者公務員を報復から保護することができるかと論じた。しかし、スーパ裁判官の反対意見によれば、州では制定していないところがあり、連邦の 1989 年公益通報者保護法 (Whistleblower Protection Act) も内部告発者を保護するのに十分ではなかった。そこで、2007 年に公益通報者保護強化法 (Whistleblower Protection Enhancement Act) が制定され、公益通報者の範囲に安全保障関係職員や契約職員も含まれることになった。福岡・前掲注 9 74-75 頁、小林・前掲注 25 328-329 頁を参照。

¹¹⁶ 小林・前掲注 25 326 頁を参照。

に対する緩やかな審査基準になってしまっていると思われる¹¹⁷。

公立学校の教員が「公務員」であり、教員による教室での教育活動が「公務員の職務」に該当するというのは間違いない。しかし、教育行政機関からの規制に対しては、言論の自由に対する権利を教員が主張する余地をあまり狭めないほうがよい。スータ裁判官反対意見が述べる政府機関の不正行為や市民の健康・安全への脅威について発言のあることは、公務員の利益というよりも、それを受領する一般市民の利益になる¹¹⁸。同様に、おおむね公的関心事項に該当するとされる学校教育の内容について発言のあることも、基本的にはそれを受領する生徒の利害につながる¹¹⁹。しかしながら、教員の言論が生徒に害悪をもたらしていないかどうかは検討していないようであり、たとえ害悪をもたらしていないとしても、政府利益との比較衡量を行っているようである。また、Garcetti 判決はそもそも、地方検事補が宣誓供述書に不備があると結論づけて上司に告訴取り下げを上申したという事案であり、問題となっている言論の主体は教員ではなく、言論の相手も政府機関の職員であった。したがって、教員による教室での言論に関する事例には、Garcetti 判決を適用せねばならないわけではない。にもかかわらず裁判所は、Garcetti 判決に基づく審査を最初に行

¹¹⁷ この点に関連して、「表現の内容が公的事項または個人的な不満に関係しているかどうかよりも、表現主体の役割が公務員の職務に基づくものかどうかのほうが決定的な考慮事項になっている」という指摘がある。Cambron-McCabe, *et al. supra* note 30 at 233.

¹¹⁸ この点に関連して、Garcetti 判決の法廷意見には先例の解釈に誤りがあり、「公務員は個人として話すとき、公的議論にも貢献することになる。それなのに、仕事に関係して公的表現を行う公務員の利益を考慮せず、同時に、社会が情報にアクセスするのを脅かすため、社会の利益も無視することになる」という批判がある。Matthew R. Schroll, *Garcetti v. Ceballos: Misconstruing Precedent to Curtail Government Employee's First Amendment Rights*, 67 MD.L.Rev. 485, 502-06 (2008). 福岡・前掲注 9 72 頁を参照。

¹¹⁹ この点に関連して、公務員の「職務義務に関連する表現が誰に対して発せられたかが重要である」という指摘がある。福岡・前掲注 9 73 頁を参照。

うことがあるようである¹²⁰。

(4) Hazelwood 判決の適用の問題点

パブリック・フォーラムではない教室で、囚われの聴衆である生徒らへ私見を表明する教員の行動には、伝統的に制限を設けることができると想定されているようである。前述の通り、1988年以降、多くの裁判所は、教員による教室での言論への規制の合憲性を審査するため、Hazelwood 判決を適用し、「正当な教育上の配慮」という学校区にとって正当化するのに容易な基準により、教員の言論を制限することができると判断している¹²¹。例えば、第1巡回区連邦控訴裁判所は、ダウン症胎児の中絶というテーマを教員が授業で取り上げることは規制を受けることがあると判断し、特に、教育委員会は、教育目標を促進する利益に基づいて教員による教室での言論を規制することができると論じた¹²²。第10巡回区連邦控訴裁判所は、第9学年の授業教室がパブリック・フォーラムではないと確認したうえで、Hazelwood 判決に依拠して、2人の生徒が昼休みにテニスコートで性行為に至っていたという噂について、授業で発言した教員への懲戒処分を支持した¹²³。

Hazelwood 判決は、キリスト教信仰や検閲反対といった、教員の自己の信念を掲示するという言論の事例に適用される傾向があるが、授業の計画・実施

¹²⁰ この点につき、「連邦最高裁の Garcetti 判決により、公務員の表現が憲法上の保護を受けるかどうかの審査の基準が追加され、公務員にとって表現の自由に関する訴訟で勝訴するのが今までよりも難しくなった」という言及がある。Cambron-McCabe, *et al. supra* note 30 at 230.

¹²¹ *See id.* at 237. この点に関連して、教育行政機関は、教室内部での教員の言論を検閲することが許されているので、Garcetti 判決の影響は小さいという見解がある。Martha M. McCarthy and Suzanne E. Eckes, *Silence in the Hallways: The Impact of Garcetti v. Ceballos on Public School Educators*, 17 B.U.Pub.Int.L.J. 209, 227 (2008). 福岡・前掲注 9 76 頁を参照。

¹²² Ward v. Hickey, 996 F.2d 448 (1st Cir. 1993). *See* Cambron-McCabe, *et al. supra* note 30 at 237.

¹²³ Miles v. Denver Pub. Schs., 944 F.2d 773 (10th Cir. 1991). *See id.* at 237.

にかかる言論にはあまり適用されていない。また、教員による教室での言論の自由に関する事例に Hazelwood 判決の基準が適用される場合、Garcetti 判決、Connick 判決や Pickering 判決と併せて適用される傾向がある。しかし、いずれにせよ結果的には、教育行政機関による規制に対する緩やかな審査基準になっている。

教員が教室で授業中に教科指導の一環として生徒へ表明した言論は、いくつかの裁判所が Hazelwood 判決の「教科指導課程としての性質をもつ言論」に該当するとしている。しかし、Hazelwood 判決はそもそも、学校長が学校新聞の記事の内容を事前に審査して一部の記事を削除したという事案であり、問題となっている言論の主体は生徒であった。したがって、教員の言論に関わる事例には、Hazelwood 判決を適用せねばならないわけではない。また、掲示板を学校長が管理していたことから、検閲反対という教員の自己の信念を掲示することは、「学校から支援を受けた言論」だとみなされている。しかし、教員が当該掲示物を貼り出す利益と、学校長がその取り外しを命じる利益が対立しているのであるから、ここでは Pickering 判決に基づく比較衡量を行ってもよい¹²⁴。Hazelwood 判決の審査基準を適用するだけでは、教員の言論への規制を許容するのに説得力があるとは言えないであろう。

おわりに

本稿では、アメリカにおける教員による教室での言論に関する連邦および州の裁判例を素材として、公務員の言論の自由および規制に関する連邦最高裁判例に基づく審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析した。筆者の問題意識は日本法から生じているが、この作業を通して、アメリカ法と日本法との間で比較の可能な部分があったように思われる。

第一に、裁判例における公立学校の教員の法的な位置づけについてであ

¹²⁴ なお、宗教的・愛国的なフレーズを表示する教室に吊り下げられた横断幕が問題となった Silver 判決 (W.D.N.Y. 2014) は、Lee 判決 (4th Cir. 2007) (Hazelwood 判決を引用) と併せて Pickering 判決を適用している。

る。アメリカでは、教員による教室での言論に関する事案において、裁判所が Garcetti 判決に基づく審査基準を適用して、当該言論が公務員の職務上の責任に関係していたかどうかを検討したものがいくつかある。この点、日本では、教員が親をはじめとする国民の信託に基づく「学校設置者の agent（機関）」であるから、教員の「教育権」は生徒との関係においては「権利というよりは、権限である¹²⁵」とする職務権限説が有力である。これらは、公立学校の教員が公務員であるので、憲法上の権利の主体とみなすのに慎重な着想である。

第二に、教員の自由にかかる憲法上の根拠についてである。アメリカでは、教員による教室での自由は、言論の自由に含まれ、合衆国憲法修正 1 条に基づいて保障されると考えられている。この点、日本では、表現の自由が「人の内心における精神作用を外部に表明する精神活動の自由」と定義されるので、「教える自由は、表現の自由のなかに、すっぽりと包み込まれてしまう¹²⁶」として、「教える自由」の根拠を日本国憲法第 21 条に求める説がある。その他、23 条説、26 条説、23 条 + 26 条説、13 条説があり、特に、「教育の自由」の特殊性を認める見解がいくつか見られる¹²⁷。

第三に、教員の利益と教育行政機関の利益との間の比較衡量審査についてである。アメリカでは、教員による教室での言論に関する事案において、裁判所が Pickering 判決に基づく審査基準を適用したものが多くあるが、生徒に及ぼす影響や学習指導の効果よりも、学校の運営にかかる検討要素が重視され、結

¹²⁵ 奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権(2)』(有斐閣、1981年)361頁。

¹²⁶ 内野正幸「教師の教育の自由」『日本教育法学会年報』18号(1989年)98頁。

¹²⁷ 米沢広一『憲法と教育 15 講〔第 3 版〕』(北樹出版、2011 年)184-186 頁を参照。なお、本稿で検討した事例の中には、原告教員の言論を「学問の自由」概念に基づいて教育行政機関による規制の例外にすべきと主張するものがいくつかあった。しかし、「アメリカの憲法上の伝統において、大学は特別の地位を占め」ており、「(大学の—引用者)自発的な職場の効率や秩序の利益は、義務的な初等・中等教育機関の利益よりも高い」ことから、学問の自由に基づく例外は、大学にのみ適用されるべきだと考えられているようである。See, Carol N. Tran, *Recognizing an Academic Freedom Exception to the Garcetti Limitation on the First Amendment Right to Free Speech*, 45 *Akron L. Rev.* 945 (2011-2012), 980.

果的に教育行政機関の利益のほうが重要だと判断する傾向にある。この点、日本では、「個々の事件の具体的状況を踏まえて判断する点で優れているが、比較の基準が明確とはいえ、したがって裁判所の裁量の余地が大きくなってしま」い、また、「人権を主張する個人の利益と、その制限を主張する国家の利益を比較すると、国家の利益が優先される可能性が高くなる」という指摘がある¹²⁸。

第四に、言論の内容と方法にかかる保護と規制に対する審査基準の差異についてである。アメリカでは、教員の言論が公的関心事項に該当するかどうかを判断する際に、裁判所が Connick 判決を適用して、当該言論の内容・形態・文脈を考慮して検討している。つまり、先に審査の対象となるのは、政府による規制ではなく、教員による言論である。この点、日本では、政府による表現内容規制の合憲性を審査する際には厳格に審査基準を適用し、表現内容中立規制の合憲性を審査する際には中間的な審査基準を適用するという「二分論」が有力である¹²⁹。つまり、審査の対象となるのは、政府による規制である。

他方、アメリカと日本との間には公教育制度に相違があるため、アメリカ法と日本法との間で比較するのに配慮を必要とすることも認識せねばならない。

まず、アメリカでは、公教育が連邦ではなく州の権限であり、すべての州の立法府が州憲法に基づいて公立学校制度の設置責務を負っている。各州では、教育委員会を設置して規則制定や許認可などによって教育行政を管理し、学校

¹²⁸ 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣、1994年）209頁。芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』（日本評論社、2011年）109頁（押久保倫夫執筆）を参照。

¹²⁹ 芦部・同前 229-234頁、松井茂記『日本国憲法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）447-449頁など。また、佐々木弘通「言論の内容規制と内容中立規制」大石眞・石川健治編『憲法の争点』新・法律学の争点シリーズ3（有斐閣、2008年）118頁を参照。なお、二分論に対しては、「表現の時・場所・方法ないし表現手段の意義を軽視しているものである」とする批判もあり、表現行為への制約については、「内容中立的であっても厳格な違憲審査基準が妥当する」と論じる。市川正人『表現の自由の法理』（日本評論社、2003年）207頁以下。芹沢・市川・阪口編・同前 178頁（市川執筆）を参照。

区の教育委員会が教育行政を具体的に運営している¹³⁰。そのような仕組みの中で、教科指導の内容は基本的に、教科担当教員が計画して学校長が決定したものを教育委員会が認可することになっているが、州または学校区の教育委員会の基準において詳細な規定がないため、授業のテーマ設定やテキストの指定などについて、個々の教員は、幅広い裁量をもっていると思われる。その点、日本では、学習指導要領が定められ（学校教育法 33 条、48 条の委任、文部科学省の告示）、検定教科書の使用を義務づけられており（学校教育法 34 条 1 項、49 条、62 条、70 条、82 条）、個々の教員の教科指導内容決定の裁量が極めて小さいため、教員の言論が事後に規制を受けるような事案は、生じにくくなっていると考えられる。

また、アメリカでは、学校区教育委員会の委員はたいてい住民の投票で選出され、ほとんどの州では教育委員会の会議と議事録が住民に公開されねばならず¹³¹、学校区によっては会議で住民や親による発言が認められているため、学校教育の内容には、学校区あるいは共同体の関心事項や価値観の反映される余地が少なくないと思われる。その点、日本の地方公共団体では、都道府県または市町村の教育委員会の委員は議会の同意を経て首長より任命され（地方教育行政法 4 条 1 項）、学校教育の内容に影響を及ぼすほどの地域または共同体に着目した関心事項や価値観が多くはないため、教員の言論が、住民や親から苦情を受けるとしても、不利益処分や訴訟に発展することは多くはない。

最後に、教員による言論の自由および規制についてより深めるため、本研究における今後の課題に触れておく。

まず、「教員」による「教室外」「学校外」での言論に関する裁判例を素材として、公務員の言論の自由の保障および規制に関する連邦最高裁判例に基づく審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析することを通して、「教員」による「教室内」での言論の自由とはどのような違いがあるのかを明らか

¹³⁰ See *Cambron-McCabe, et al. supra* note 30 at 2-4.

¹³¹ See *id.* at 4-5.

にする必要がある¹³²。

次に、「生徒」による学校内での言論に関する裁判例を素材に、一般市民の言論の自由および規制に関する連邦最高裁判例に基づく審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析することを通して、「教員」による言論の自由とはどのような違いがあるのかを明らかにする必要もある。

そして、日本の戦後教育法制における教育の「政治的中立性」概念の展開について、法令、裁判例、行政通知の各観点から整理したうえで、政治教育・憲法教育に教員が萎縮することのないように、学校教育における「政治的であること」、「中立であること」の概念を組み立て直すことを試みたい。

自由で民主的な社会を健全に形成・発展させるためには、個々の成員が、賛同・協調して取り組むことだけでなく、異議を唱えて参加することもまた必要である。多数派とは異なる見解を論理的に導く、その範を学校で生徒に示すことができるのは、教員である¹³³。

本稿で取り上げた裁判例 14 件のうち、教員の主張が認められたのは、わずかに 1 件のみである。しかし、特に、Mayer 事件 (7th Cir. 2007)、Brown 事件 (7th Cir. 2016)、Evans-Marshall 事件 (6th Cir. 2010)、Lee-Walker 事件 (2nd Cir. 2017) といった、Garcetti 判決の審査基準を適用した判決については、言論の生じた文脈、生徒に及ぼす影響や学習指導の効果、連邦最高裁判例の事案における言論の主体・内容・相手などを慎重に考慮すれば、教育行政機関による規制の行き過ぎという結論に至るように思われる。

¹³² この点について、Garcetti 判決におけるスーパ裁判官の反対意見に着目するとともに、スーパの後任として 2009 年に連邦最高裁判事に就任したソニア・ソトマイヨール (Sonia Sotomayor) 裁判官が、教員による教室での言論の事案についてどのような判断姿勢をとるのかを、第 2 巡回区連邦控訴裁判事であった当時の彼女の判断傾向から予測する論考として、James Conrad Lester, *Inculcation into Indoctrination Predicting Justice Sotomayor's Impact on Teacher's Speech in the Public School Classroom*, 62 Ala. L. Rev. 663 (2011)。

¹³³ See, Amanda Harmon Cooley, *Controlling Students and Teachers: The Increasing Construction of Constitutional Rights in Public Education*, 66 Baylor L. Rev. 235 (Spring, 2014), 280-281.

《参照文献》

1. アメリカ法に関するもの

田中英夫編集代表『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）

福岡久美子「公立学校教職員の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所
紀要 27 卷（2010年）63頁

樋口範雄『アメリカ憲法』アメリカ法ベーシックス 10（弘文堂、2011年）

宮原均「生徒の学校内・外における表現規制—アメリカにおける判例法理の
展開—」東洋法学 57 卷 1 号（2013年）1頁

小林祐紀「公立学校教員の表現の自由」大沢秀介・大林啓吾編著『アメリカ
憲法と公教育』（成文堂、2017年）301頁

Matthew R. Schroll, *Garcetti v. Ceballos: Misconstruing Precedent to
Curtail Government Employee's First Amendment Rights*, 67
MD.L.Rev. 485 (2008)

Martha M. McCarthy and Suzanne E. Eckes, *Silence in the Hallways: The
Impact of Garcetti v. Ceballos on Public School Educators*, 17 B.U.Pub.
Int.L.J. 209 (2008)

Nelda Cambron-McCabe, Martha McCatthy, and Stephen Thomas, *Legal
Rights of Teachers and Students*, 2nd ed. (Pearson Education, Inc.,
2009)

James Conrad Lester, *Inculcation into Indoctrination Predicting Justice
Sotmayor's Impact on Teacher's Speech in the Public School
Classroom*, 62 Ala. L. Rev. 663 (2011)

Carol N. Tran, *Recognizing an Academic Freedom Exception to the
Garcetti Limitation on the First Amendment Right to Free Speech*,
45 Akron L. Rev. 945 (2011-2012)

Amanda Harmon Cooley, *Controlling Students and Teachers: The
Increasing Construction of Constitutional Rights in Public Education*,
66 Baylor L. Rev. 235 (Spring, 2014)

2. 日本法に関するもの

- 奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権(2)』(有斐閣、1981年)
361頁
- 内野正幸「教師の教育の自由」『日本教育法学会年報』18号(1989年)98
頁
- 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』(有斐閣、1994年)
- 市川正人『表現の自由の法理』(日本評論社、2003年)
- 松井茂記『日本国憲法〔第3版〕』(有斐閣、2007年)
- 佐々木弘通「言論の内容規制と内容中立規制」大石眞・石川健治編『憲法の
争点』新・法律学の争点シリーズ3(有斐閣、2008年)118頁
- 芹沢齊・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタル憲法』別冊法学
セミナー No.210(日本評論社、2011年)
- 米沢広一『憲法と教育15講〔第3版〕』(北樹出版、2011年)

3. 政治的中立性・主権者教育に関するもの

- 堀井雅道「教育法日誌—2016年7～9月」季刊教育法191号(2016年)94
頁
- 新教育基本法法制研究特別委員会ワーキング・グループ「18歳選挙権と政
治教育—教育の『政治的中立性』の批判的検討—」『日本教育法学会
年報』45号(2016年)153頁
- 渡部淳「主権者教育とは何か—『18歳選挙権』導入を機に」『世界』2016
年5月号(通巻882号)219頁
- 新藤宗幸「『主権者教育』を問う」岩波ブックレット No.953(岩波書店、2016年)
- 佐貫浩監修・教育科学研究会編『18歳選挙権時代の主権者教育を創る—憲
法を自分の力に—』(新日本出版社、2016年6月)
- 成嶋隆「『18歳選挙権』と主権者教育」阪口正二郎・江島晶子ほか編『憲法
の思想と発展』浦田一郎先生古稀記念(信山社、2017年)559頁

《参照判例》

1. 連邦最高裁判決

Pickering v. Board of Education, 391 U.S. 563 (1968).

Mt. Healthy City School District v. Doyle, 429 U.S. 274 (1977).

Connick v. Myers, 461 U.S. 138 (1983).

Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier, 484 U.S. 260 (1988).

Garcetti v. Ceballos, 547 U.S. 410 (2006).

2. 連邦控訴裁判所判決

Ward v. Hickey, 996 F.2d 448 (1st Cir. 1993).

Silano v. Sag Harbor Union Free Sch. Dist. Bd. of Educ., 42 F.3d 719 (2nd Cir. 1994).

Lee-Walker v. N. Y. C. Dep't of Educ., 2017 U.S. App. LEXIS 20428 (2nd Cir. 2017).

Boring v. Buncombe County Board of Education, 136 F.3d 364 (4th Cir. 1998).

Lee v. York County Sch.Div., 484 F.3d 687 (4th Cir. 2007).

Williams v. Kentucky, 24 F.3d 1526 (6th Cir. 1994).

Leavy v. Daeschener, 228 F.3d 729 (6th Cir. 2000).

Cockrel v. Shelby County Sch.Dist., 270 F.3d 1036 (6th Cir. 2001).

Evans-Marshall v. Bd. of Educ. of the Tipp City Exempted Vill. Sch. Dist., 624 F.3d 332 (6th Cir. 2010).

Piggee v. Carl Sandburg College, 464 F.3d 667 (7th Cir. 2006).

Mayer v. Monroe County Cmty. Sch. Corp., 474 F.3d 477 (7th Cir. 2007).

Brown v. Chicago Bd. of Educ., 824 F.3d 713 (7th Cir. 2016).

Lewis v. Harrison Sch. Dist. No.1, 805 F.2d 310 (8th Cir. 1986).

Downs v. L.A. Unified Sch. Dist., 228 F.3d 1003 (9th Cir. 2000).

Johnson v. Poway Unified Sch. Dist., 658 F.3d 954 (9th Cir. 2011).

Miles v. Denver Pub. Schs., 944 F.2d 773 (10th Cir. 1991).

3. 連邦地方裁判所判決

Calef v. Budden, 361 F.Supp.2d 493 (D.S.C. 2005).

Silver v. Cheektowage Central Sch. Dist., 2014 U.S. Dist. LEXIS 193880
(W.D.N.Y. 2014).

Montle v. Westwood Hights Sch. Dist., 437 F.Supp.2d 652 (E.D.Mich. 2006).

Newton v. Slye, 116 F.Supp.2d 677 (W.D.Va. 2000).

Melynk v. Teanack Bd. of Educ., 2016 U.S. Dist. LEXIS 161524 (D.N.J. 2016).

Rankin v. McPherson, 483 U.S. 378 (D.S.C. 1987).

4. 州裁判所判決

Loeffelman v. Bd. of Educ., 134 S.W. 3d. 637 (Mo. Ct. App. 2004).